

第7 階及び床面積の取扱い

1 階数及び階の取扱い

(1) 建基法令上の階数の算定

階数の算定は、建基法の規定によること。算定にあたり疑義が生じる場合は、建築主事等に確認すること。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階数及び階の取扱い

建基法令によるほか、次によること。

ア 消防法令に「○階」（○は数字）と規定されているものは、階数に算入される階をいう。

イ 消防法令上の階に係る規定（階数に係るものを除く。）は、階数に算入されない階にも適用する。

ウ 前イにかかわらず、階数に算入されない階は、令21条第1項第7号及び規則第23条第4項第7号に規定する「避難階以外の階」には該当しない。

エ 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行うが棚状の部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階として取り扱う。

なお、棚と床の区別について、当該部分において積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。

オ 階数に算入されない階の消防用設備の設置は、第8「消防用設備等の設置を要しない部分等」・2によること。

2 床面積の算定

(1) 建基法令上の床面積の算定

床面積の算定は、建基法の規定によること。算定にあたり疑義が生じる場合は、建築主事等に確認すること。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

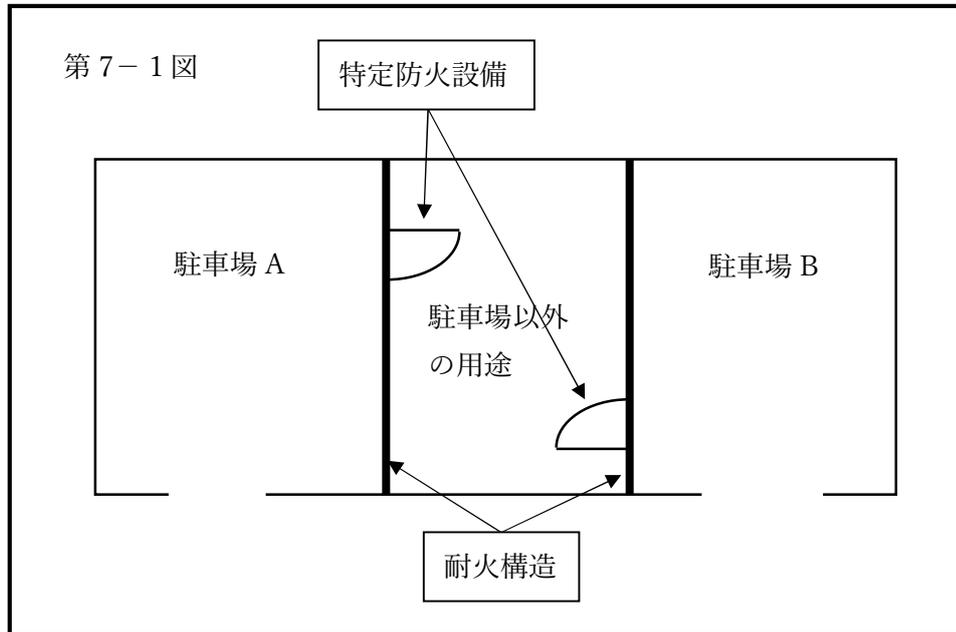
建基法令によるほか、次によること。

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

イ ラック式倉庫の延べ面積等は、次によること。

(ア) ラック式倉庫の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の中の搬送通路の部分を含む。以下この項において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

- (イ) ラック式倉庫のうち、ラック等を設けた部分とその他の部分が耐火構造又は準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又はラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。
- a ラック等を設けた部分の面積により算定すること。
 - b 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。
- (ウ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。
- ウ 令第13条第1項に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積は、自動車の修理又は整備を行う部分（以下「作業場部分等」という。）及びこれに接続する専ら部品庫、油庫、コンプレッサー室等の用に供する部分（以下「部品庫等」という。）、車路の床面積の合計とすること。
- ただし、作業場部分等と部品庫等が、準耐火構造又は耐火構造の壁（開口部にあつては特定防火設備）により区画し、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとに床面積を算定すること。
- エ 令第13条第1項及び令第21条第1項に規定する「駐車のために供される部分」及び「駐車のために供する部分」（以下この項において「駐車のために供される部分等」という。）の床面積の算定は、次によること。
- (ア) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路及び駐車場にいたる外部誘導路（ランプ、スロープ）で上部が開放された部分は床面積に算入しないものとする。
 - (イ) 一の階に、駐車のために供される部分等が2カ所以上に分散して存する場合の床面積は、当該部分の床面積を合算すること。ただし、駐車のために供される部分等が耐火構造の壁（開口部を設ける場合にあつては、特定防火設備が設けられていること。）により相互に区画し、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとの床面積により令第13条第1項及び令第21条第1項の規定を適用する。（第7-1図）



- オ タワー方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、建築物に限る。以下同じ。）及び機械式駐輪場（昇降機等の機械装置により自転車等を駐輪させる構造のものをいい、建築物に限る。）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入する。
- カ 多段方式の機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものをいい、工作物に限る。以下同じ。）の収容台数の算定方法について、機械式駐車場を複数近接して設置した場合、設置される機械式駐車場相互の間隔が1 m未滿となるものにあつては、次に掲げる防火壁その他防火上有効な構造のもの（以下この項において「防火壁等」という。）により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車場の収容台数を合計し、令第13条を適用する。
- (ア) 耐火構造とし、かつ、自立する構造とすること。
- (イ) 機械式駐車場の両端から50 cm以上、最上段の車両の頂部より50 cm以上突出させること。
- (ウ) 防火壁等には、配線、配電管が貫通する場合を除き、その他の開口部を設けないこと。
- (エ) 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合には、当該管と防火壁等とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋めること（雨水処理のための排水管を除く。）。
- キ 令第13条第1項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気（以下、この項において「鍛造場等」という。）

を使用する部分で、最大消費熱量の合計 350kw 以上のものが設置されている場所」の床面積の算定は、次の(ア) から (ウ)までのいずれかによること。

(ア) 不燃区画された部分の場合

不燃材料の壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）で区画され、開口部に防火設備が設けられており、電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の周囲すべてに水平距離 5 m が存しない場合は、当該区画された部分の床面積とすること。

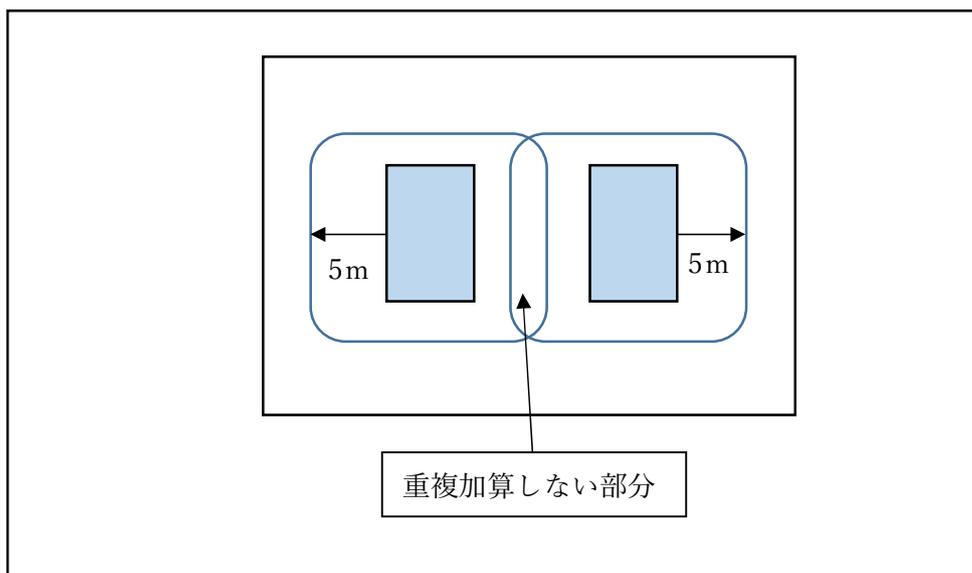
(イ) 水平投影による部分の場合

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の周囲に水平距離 5 m（周囲に不燃材料の壁（開口部に防火設備が設置されているものを含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）の範囲の部分（以下「水平投影による部分」という。）を床面積とすること。

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が 2 箇所以上設置されている場合は、その合計面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合は、重複加算しない。）とすること。（第 7-2 図）

(ウ) 屋上の場合

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の水平投影による部分を床面積とすること。この場合、電気設備又は鍛造場等が 2 以上設置されている場合で、当該機器の水平投影による部分（キュービクル式の電気設備にあつては、当該機器が据え付けられた部分）が重複しないものにあつては、床面積の算定は合算しないものとする。



第 7-2 図

ク 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく法第10条第4項に定める基準によること。

【関連通知】

- ・「倉庫内に設ける積荷用の棚の取扱いについて」(昭和40年6月15日自消丙予発第106号)
- ・「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドライン」(平成10年7月24日消防予第119号)
- ・「外気に開放された高架工作物内を利用した駐車場の用に供される部分の規制について」(昭和52年7月8日消防予第130号)
- ・「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」(昭和51年7月20日消防予第37号)
- ・「地下道部分の床面積の算定について」(昭和53年2月21日消防予第32号)
- ・「危険物製造所等に係る消防用設備等の設置についての適用法条は」(昭和50年6月16日消防安第65号)